

◇番号：202202

◇研究機関名	東海国立大学機構 名古屋大学	◇不正の種別	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為
◇不正が行われた年度	平成 26 年度～ 令和 2 年度	◇最終報告書提出日	令和 4 年 9 月 27 日
◇不正に支出された研究費の額	11,312,228 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 3 年 3 月 15 日、通報窓口の研究費不正使用の情報提供があった。

【調査に至った経緯等】

予備的調査の結果、教員の研究費不正使用に対する疑念を払拭することができなかつたため、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 8 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・ 調査期間
令和 3 年 10 月 6 日～令和 4 年 9 月 13 日
- ・ 調査対象
調査対象者：当該教員
調査対象研究費：平成 26 年度から令和 2 年度までに当該教員が管理したすべての経費
- ・ 調査方法
書面調査、関係者へのヒアリング、用務先への事実確認

◇調査結果

【不正の種別】

旅費の架空請求及び過大請求、還流行為

【不正の具体的な内容】

- ・ 動機、背景
当該教員は、個人の口座から代金を支出して、自らの研究室の運営のための家電製品等の物品を購入することを始め、その後、同口座などを介し、後述手法 1) のとおり架空又は過大なものを含む旅費を支出させるとともに、後述手法 2) のとおり還流させ、受け取るようになった。
- ・ 手法
 - 1) 当該教員は、自ら又は学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかったり、申請した用務先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を実際には行ったりしたにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、架空又は過大な旅費を大学に支出させた（旅費の架空請求及び過大請求）。
 - 2) 当該教員は、自らの研究室の運用であるとして、学生等の出張の交通費、宿泊施設利用料、食事代等の実費を当該教員が立替払いし、学生等に対して大学が支出した出張の旅費を、学生等から当該教員が立替金の返済として受け取る方法を用いて、前述 1) のものを含む旅費を学生等から実際に受け取っていた（還流行為）。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	2,003,700 円	平成 26, 28～29 年度	1 人
共同研究経費	7,137,518 円	平成 26 年度～令和 2 年度	1 人
受託事業経費	238,480 円	平成 30 年度～令和元年度	1 人
寄附金	115,940 円	平成 29 年度～平成 30 年度	1 人
大学運営費（授業料）	1,779,190 円	平成 26 年度～令和 2 年度	1 人
運営費交付金	37,400 円	平成 28 年度	1 人
計	11,312,228 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

当該教員による架空請求又は過大請求のものを含む旅費について、まず、当該教員が出張したものについては、当該教員の給与の振込先として指定されている口座に振り込ませ、同口座の預金として出金に利用していた。

次に、学生等が出張したものについては、当該学生等に支払われた旅費を受け取り、上記の指定口座とは別の当該教員のインターネット銀行口座で管理し、同口座の預金として私的な食品の購入代金などの出金に利用していた。

これらのことから、不正に支払われた旅費は、私的に流用されたと判断せざるを得ない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査の結果、当該教員においては、自ら及び学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかったり、申請した用務先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を実際には行ったにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、架空又は過大な旅費を大学に支出させた事実が判明し、その支給を受けた旅費について還流行為及び私的流用をしていたことが認められるため、故意により不適正な研究費等の管理及び執行を行ったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・当該教員は、毎年公的資金の使用に係る e-Learning 研修を受講していたにも関わらず、架空又は過大請求の出張、還流行為の不正を行ったことから、研究費を管理する研究者としての倫理観、モラルが欠如していた。
- ・当該教員は学生等に対し旅費の精算行為として、架空又は過大請求のものを含む旅費相当額の還流を求め、これに対し、学生等は、当該教員が行った出張申請・報告の内容や大学の旅費支給手続を把握できずに当該教員の指示のとおり行動したものと考えられる。
- ・事務部門において出張申請を受けた際、その内容や日程等について確認をすることになっているが、その確認処理が必ずしも充分とは言えなかった。
- ・事務部門において旅費支給時に出張の事実確認をする際、航空機を利用した場合を除き、出張報告書のみに基づき確認をすることになっていたため、虚偽の報告があっても見破ることは難しかった。

【再発防止策】

1) 出張手続における牽制体制の強化

- ・出張の申請受付に際して、用務内容や日程等の根拠資料として訪問先のアポイントメール等を必ず 1 つ確認することを事務向けマニュアルに明記するとともに、申請済の出張に変更や中止が生じた場合は速やかに手続が必要であることを構成員へ再周知する。

- ・代理者による作成も可能としていた学生の出張報告書について学生本人による作成に改める。
- ・内部監査において、リスクアプローチの観点から出張の頻度等に注目して対象を抽出して重点的に監査する取り組みを継続していく。
- ・出張報告時に、旅行期間、旅行手段、用務先、用務内容及び宿泊先等について、これらの報告の内容が事実と相違ないかを再度確認する仕組みを新たに設けるなど、事実確認の方法の改善を検討する。

2) コンプライアンス教育

- ・不正行為に関する通報窓口を記載したポスターを研究室等で掲示して、経費の執行及び管理に疑問を持った教職員及び学生に対して相談するように促す。
- ・経費執行に関わる学生用の e-Learning 研修教材を新たに作成し受講を促す。
- ・今回発生した不正事案について、従来行っている教職員向け e-Learning 研修及び今回新たに作成する学生向け e-Learning 研修の教材に取り上げる。
- ・教職員・学生に対し、以下の内容について周知徹底する。
 - ①大学から支払われた旅費を研究室（研究者）が回収する行為は禁止されていること。
 - ②旅費の支出は事前の概算払いや業者払いが可能であり、研究者が学生の出張費用（交通費、宿泊施設利用料等）を立て替える必要はないこと。
 - ③やむを得ず研究者が立て替えた場合であっても、実際に立て替えた金額に限って精算（学生による研究者に対する立替金の返済）すること。
 - ④研究室又は研究者個人が管理する金銭を研究室の運営や研究等の経費に充てることは不適切であること。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・本件の公表状況
令和4年（2022年）10月31日
記者発表及び名古屋大学ホームページにて公表（氏名公表あり）。
- ・関係者の処分
機構内規程に基づき、当該教員（令和4年度中退職）を懲戒解雇相当とした。